

## 青森県教育委員会第779回定例会会議録

期 日 平成25年12月11日（水）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

### 議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 議案第1号 学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- その他 いじめ防止対策推進法への対応について
- その他 全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて
- その他 職員の懲戒処分状況

平成25年12月11日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時51分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、島康子、清野暢邦、豊川好司、町田直子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
佐藤教育次長、中村教育次長、奈良参事、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長
- ・会議録署名委員  
清野委員、町田委員
- ・書記  
大舘利章、村上健

## 会 議

### 議 事

#### 報告第1号 議案に対する意見について

(佐藤教育次長)

県議会第276回定例会に提出された「平成25年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)」ほか3件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、ご報告する。

まず、「平成25年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、5億4,579万2千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,308億1,825万2千円となっている。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、職員の人事異動等に伴う増減額の精査及び台風18号による大雨災害の被害を受けた学校施設等の災害復旧に要する経費等となっている。

次に、「青森県基本計画未来を変える挑戦の策定の件」についてであるが、県では、平成20年12月に教育分野県行政運営の基本方針として「青森県基本計画未来への挑戦」を策定し、これに基づいて様々な施策を実施しているが、今年度で計画期間が終了することから、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする新たな基本計画を策定するものである。なお、この計画の一部は次期青森県教育振興基本計画に位置づける方向で検討しているところである。

次に、「青森県警察職員等賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例案」についてである。

賞じゆつ金とは、警察職員その他の県の職員及び県費負担教職員が、その生命又は身体の危険を顧みることなく、その職務を執行したことにより死亡し、疾病にかかり、又は負傷した場合において、その者の功労が顕著であると認められる時に授与されるが、今回の改正により、職務遂行の危険性が極めて高く、かつ、その行為が積極果敢で警察職員等の模範と認められる場合には、3千万円に10割以内の額を加算した額を限度として支給することとし、公布の日から施行するものである。

次に、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

55歳を超える職員の昇給制度の改正については、昨年、県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告があり、国に準じて本県でも実施を見送ったところであるが、今年度、国では、昇給時期である平成26年1月からの実施を決定したことから、本県でも平成26年4月から実施するものである。内容は、55歳を超える職員の昇給は、前年度の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものである。

通勤手当については、四輪の自動車等を利用する職員について、手当額の上限を3万5千円から4万6千円に引き上げるものである。

災害派遣手当については、大規模災害からの復興に関する法律施行に伴い、復興計画の作成等のために派遣された職員も支給対象とするものである。

災害派遣手当の改正規定は、公布の日から施行し、それ以外の改正は、平成26年4月1日から施行するものである。

(鈴木委員長)

ご意見ご質問はあるか。

なければ報告第1号については了解した。

## 議案第1号 学校職員の人事について (非公開の会議に付き記録別途)

### そ の 他 いじめ防止対策推進法への対応について

(成田学校教育課長)

先般施行された「いじめ防止対策推進法」への対応についてご説明する。

この法律は、いじめ問題について全国的な関心が高まる中、政府の教育再生実行会議から「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」との提言を受け施行された法律で、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

この法律で、県として対応すべきことは、主に次の4つである。

1つ目は、青森県いじめ防止基本方針の策定、2つ目は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための「青森県いじめ問題対策連絡協議会」の設置、3つ目は、学校における基本方針の策定及びいじめ防止等の対策のための組織づくりへの支援、4つ目は重大事態に関する対応である。重大事態とは、いじめにより児童等が自殺を図ったり、長期間登校できなくなった場合のことで、この重大事態への対応も規定されている。

まず、青森県いじめ防止基本方針の策定であるが、この基本方針については、国の基本方針を参考にして、地域の実情に即した内容とする必要があることから、大学教授、弁護士、臨床心理士等により構成される有識者会議を開催して、そこからいただいた提言をもとに、本県の基本方針を策定することとしている。

なお、第1回目の会議は、今月の25日を予定している。

また、国の基本方針では、条例での設置が望ましいとされているが、有識者会議の意見や他県の検討状況を踏まえて検討することとしている。

次の「青森県いじめ問題対策連絡協議会」については、現在、教育委員会にある「いじめ・不登校関係機関連絡協議会」をもとにして、新たな組織を設置したいと考えている。

次に、学校の対応についてであるが、全ての小・中・高等学校及び特別支援学校は、「学校いじめ基本方針」の策定と「いじめの防止等の対策のための常設組織」の設置の2つが

義務づけられていることから、各学校において、国が示した例を参考に策定及び設置することとなる。

なお、この2つについては、小・中学校に対しては6つの教育事務所がそれぞれの地域で、県立学校に対しては当課が説明会を開催して周知することとしており、年度内に作業が完了するよう要請したいと考えている。

なお、私立学校に対してもご案内し、県立学校と一緒に説明したいと考えている。

最後に、重大事態への対応についてであるが、まず、学校の設置者又は学校は、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を速やかに行われなければならないとされ、学校が主体となる場合は、各学校のいじめ防止等のための常設組織を母体に、県教育委員会が実施する場合は、教育委員会の附属機関等を活用して調査を実施することになる。

なお、調査主体は学校設置者が判断することになるものである。

また、この調査結果の報告を受けた知事は、必要があると判断した場合は、附属機関等を設置して再調査を行うことができ、県立学校についての再調査は、その結果を議会に報告することとなっている。

本県の子どもたちの生命や身体を守り、心身の健全な成長と人格の形成を保障していくためにも、いじめに対して社会や地域全体で取り組む必要があることから、市町村教育委員会や外部機関とも連携を図りながら、この法律の制定の趣旨を十分に踏まえ、遺漏のないよう、適時適切に対応して参りたい。

(鈴木委員長)

ご意見ご質問はあるか。

なければ、いじめ防止対策推進法への対応については了解した。

## そ の 他 全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

(成田学校教育課長)

全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、文部科学省では、平成25年11月29日付「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」において、調査結果の取扱いを変更した。

まず、これまでの調査結果の取扱いについては、①都道府県教育委員会は、個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わない、②市町村教育委員会は、個々の学校名を明らかにした公表は行わない、③各市町村の結果公表については、市町村教育委員会の判断に、各学校の結果の公表については、当該学校の判断に委ねる、④公表に当たっては、本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校の教育活動の状況や今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要である、⑤国は公表していないデータに関する情報公開請求について開示を行わない、教育委員会においても国の取扱いを参考に適切に対応することが必要である、となっていた。

平成26年度の実施要領においては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説

明責任を果たすことは重要であるとしながら、調査により測定できるのは学力の特定の一部であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとし、①市町村教育委員会（学校の設置管理者）において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能、②都道府県教育委員会において市町村教育委員会の同意を得た場合は、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした結果公表を行うことは可能、③教育委員会等において調査結果を公表する場合の配慮事項として、公表内容や方法は教育上の効果や影響を考え、適切なものにする、平均正答率の数値に加えて、分析結果や改善策も併せて示すこと、当該学校と公表方法等について事前に十分相談すること、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わないこと、児童生徒の個人情報保護や学校・地域の実情に応じた必要な配慮を行うことが示されている。

県教育委員会の対応については、市町村教育委員会の意向等を踏まえて、検討して参りたいと考えている。

（鈴木委員長）

ご意見ご質問はあるか。

なければ、全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについては了解した。

## その他 職員の懲戒処分の状況

（鈴木委員長）

11月中に行った職員の懲戒処分については資料のとおりである。何かご意見、ご質問はないか。なければ、懲戒処分の状況については了解した。